

## 技能実習のための雇用契約書

実習実施者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と

技能実習生（候補者を含む。） \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、

別添の雇用条件書に記載された内容に従い、雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が、在留資格「技能実習第1号」により本邦に入国して、技能等に係る業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、乙の入国日が入国予定日と相違した場合には、実際の入国日に伴って変更されるものとする。

なお、乙が何らかの事由で在留資格を喪失した時点で雇用契約は終了するものとする。

雇用契約書及び雇用条件書は2部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

年 月 日 締結

甲 \_\_\_\_\_ (印)  
(実習実施者名・代表者役職名・氏名・捺印)

乙 \_\_\_\_\_  
(技能実習生の署名)